

# 島根県ホームページ広告掲載事業実施要領

## (趣旨)

**第1条** この要領は、島根県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び島根県広告取扱基準（以下「取扱基準」という。）に基づき、島根県（以下「県」という。）が管理するホームページに掲載する広告の募集及び掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 島根県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）

県が管理するホームページで、<http://www.pref.shimane.lg.jp>で始まるものをいう。

(2) 広告

文字又は画像で表示された情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

## (広告の掲載場所)

**第3条** 広告を掲載する位置及び枠数は、県が別に定めるものとする。

## (広告等の範囲)

**第4条** 広告の内容は、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれがないもので、要綱第4条及び取扱基準第4並びに島根県ホームページ広告表現ガイドライン（以下「広告表現ガイドライン」という。）の規定によるものとする。

2 広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、前項の規定に準じるものとする。ただし、広告表現ガイドラインの適用は除外する。

## (広告の種類、規格等)

**第5条** 広告の種類は、バナー広告とする。

2 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ	横234ピクセル×縦60ピクセル
形式	GIF（アニメ不可、透過GIF不可）・JPEG・PNG（透過PNG不可）
データ容量	8KB以下
画像のALT属性テキスト	「広告：」で始め、「広告：」を除き全半角を問わず30文字以内

## (広告掲載料)

**第6条** 広告掲載料は、広告枠1枠当たり、月額3万円とする。

2 月の中途から広告を掲載する場合は、当該掲載開始月において広告掲載をしない期間に相当する広告掲載料を減額する。

## (広告の募集及び掲載)

**第7条** 県ホームページへの広告の募集は、県ホームページその他の広報媒体により

行う。

- 2 広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項に準じ広告の募集を行う。
- 3 第1項又は第2項の募集に応じ、掲載申し込みのあった広告については、この要領に定めるところに従い、掲載の可否を決定するものとする。

#### (掲載決定順序)

**第8条** 掲載申し込みのあった広告が、広告枠の数を超える場合は、広告掲載の申し込みを受理した日（以下「受理日」という。）が早い広告を優先して掲載する。

- 2 受理日が同日の場合は、次に掲げる順序により広告を掲載する。
  - (1) 県内に事業所を有する事業者の広告を優先する。
  - (2) 広告掲載を希望する期間の長い広告を優先する。
  - (3) 広告掲載を希望する期間が同じ場合は、抽選により決定する。

#### (広告の掲載期間)

**第9条** 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とし、複数月の広告掲載の申し込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

- 2 広告を掲載する開始日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。
- 3 広告を掲載する終了日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、県が別に定める。

#### (掲載申込み及び掲載する広告の決定)

**第10条** 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、広告掲載申込書（様式第1号）を県が別に定める期限までに提出するものとする。

- 2 県は、前項の規定による掲載の申し込みがあった場合で必要と認めるときは、広告掲載希望者に対して、広告の掲載に必要な範囲で資料の提出を求めることができる。
- 3 県は、第1項の規定による掲載申し込みがあったときは、第7条の規定により掲載の可否を決定するとともに、広告掲載希望者に対して掲載の可否を通知（様式第2号）しなければならない。

#### (広告掲載料の納付)

**第11条** 前条により広告掲載決定の通知を受けた広告主は、広告掲載料を県が指定する期日までに、知事が別に発行する納入通知書により納付しなければならない。

#### (広告原稿の作成及び提出)

**第12条** 広告主は、第4条第1項及び第5条の規定に基づき作成した広告を、広告掲載開始日から起算して10日前までで県が指定した日までに、電子メールもしくはCD-R等の記録媒体により、県に提出するものとする。

- 2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。
- 3 県は、提出された広告原稿の内容が第4条第1項又は第5条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正、削除を求めることができる。

#### (広告掲載の方法)

**第13条** 県は、前条の規定により提出された広告原稿を、原則として広告掲載開始日の前日の午後1時から午後5時までに掲載するものとする。

2 県は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日の午後1時から午後5時までに取り除くものとする。

#### (広告掲載の中止等)

**第14条** 次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を中止し、又は契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき
- (2) 広告主が、県の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき
- (3) 広告主が、社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
- (4) 広告主の倒産、破産等により広告掲載をする必要がなくなったとき
- (5) 広告主が、書面により広告掲載の取下げを申し出たとき
- (6) 広告掲載期間中において島根県広告事業実施要綱第4条に該当するに至ったとき
- (7) 広告掲載期間中において島根県広告取扱基準第3に該当するに至ったとき
- (8) 第12条第3項に基づく修正に応じなかったとき
- (9) 県の業務上、やむを得ない事由が生じたとき

2 県は、前項の規定により広告の掲載を中止又は契約を解除した場合は、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

#### (広告掲載の中止等に伴う広告掲載料の取扱い)

**第15条** 県は、前条第1号から第8号のいずれかにより、広告掲載を中止し、又は契約を解除したときは、広告主に当該広告掲載をしなかった期間に係る広告掲載料を返還しない。

2 広告主は、県の責めに帰すべき事由により5日間を超えて広告が掲載されなかったときは、県に対し、当該広告が5日間を超えて掲載されなかった期間に相当する広告掲載料の減額を請求することができる。

#### (広告の変更)

**第16条** 広告主は、1ヶ月単位で広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとする場合は、変更しようとする日から起算して10日前までに、様式第3号により県に届け出るとともに、県の承認を得るものとする。

#### (リンク先の変更)

**第17条** 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して10日前までに、県に届け出るとともに、県の承認を得るものとする。

#### (広告主の責務)

**第18条** 広告主は、広告及び指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載

に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(端数処理)

**第19条** 第6条第2項及び第15条第2項の広告掲載料の減額する額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(協議)

**第20条** この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、両者協議してこれを定める。

(その他)

**第21条** この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は平成19年6月28日から施行する。

附 則

この要領は平成21年3月19日から施行する。